

病害虫発生速報

令和8年5月1日
第1号

対象作物：おうとう

発信元 山形県病害虫防除所
TEL 023-644-4241(内陸)
0235-78-3115(庄内)

**題名：灰星病の発生が早く確認されています！
早急に園内を見回り、発病した花や幼果の摘み取りと薬剤防除の徹底を！！**

1. 発生概況及び今後の予報

- (1) 灰星病の花腐れの初確認日は4月28日(平年：5月4日、前年：5月1日)と早い。
- (2) 天候予報では5月1日から4日にかけて降雨日が続くと予報されており、花腐れや幼果腐れの増加が懸念される。

2. 防除対策

- (1) 花腐れや幼果腐れは果実への伝染源となるので、早急に園内を見回り、早期発見に努める。なお、降雨が続くと感染が多くなるので注意する。
- (2) 灰星病の発生が見られる園では、発病した花や幼果は見つけ次第摘み取り、適切に処分する。薬剤散布に当たっては「山形県農作物病害虫防除基準」を参照し、灰星病防除剤を直ちに散布する。
- (3) 灰星病の発生が見られない園では、生育状況に合わせて遅れないように、満開15日後の薬剤散布を行う。
- (4) 薬剤散布予定日に降雨が予想される場合は、計画を前倒しして降雨前に散布する。なお、薬剤散布を前倒しした場合は、特に散布間隔に注意し追加防除を実施する。



【参考1】花腐れ



【参考2】幼果腐れ

農薬の使用に当たっては、農薬使用基準(適用作物、収穫前使用日数、使用回数等)を遵守するとともに、隣接地や周辺作物へ飛散しないよう十分留意し、農薬の使用後は防除日誌の記帳を行う。